

議案第145号

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

資料2

個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) の改正概要について

1

令和3年改正法の背景

個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督

「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進
公的部門で取り扱うデータが質的・量的に増大

データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正

デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えた
データ利活用が活発化

<不均衡・不整合の例>

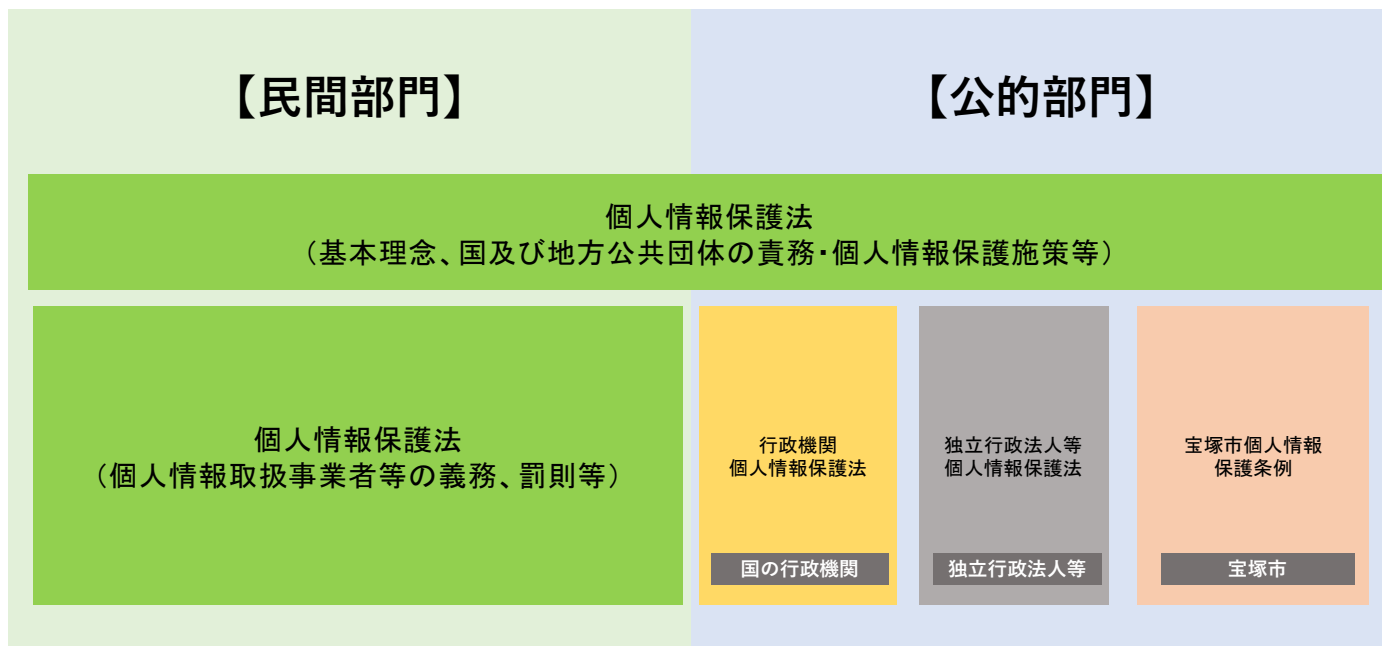
- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる(いわゆる「2000個問題」)

国際的な制度調和

国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応

2

令和3年度までの法体系



3

令和4年度の法体系(地方公共団体の施行は令和5年度)



4

要配慮個人情報(法令に基づき定めるもの)

1. 人種
2. 信条
3. 社会的身分
4. 病歴
5. 犯罪の経歴
6. 犯罪により害を被った事実
7. 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害)その他の心身の機能の障害
8. 医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果
9. 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
10. 刑事事件に関する手続が行われたこと
11. 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

5

条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報とは・・・

法令に基づく“要配慮個人情報”以外で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を含む個人情報を条例で定めることができます。

条例で定めることによる効果

- ・法改正後において、本市の保有個人情報の利用状況を示す、個人情報ファイル簿において、「条例要配慮個人情報」に関する記述等を含むことを記載し、その取扱いに配慮を要することを職員に意識付けます。
- ・行政機関等が保有する個人情報に関し漏えい等の事故が生じた場合は、原則100件以上のものについて個人情報保護委員会への報告義務がありますが、「条例要配慮個人情報」を含むものについては、1件であっても報告義務が生じます。

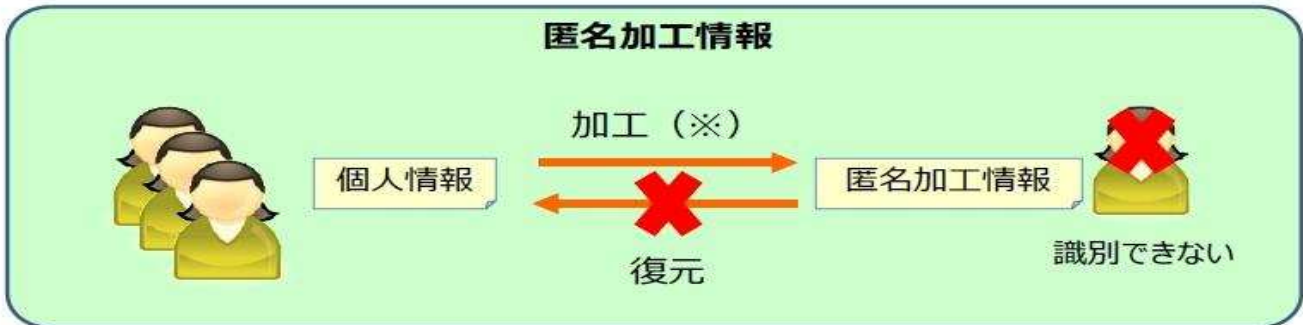
本市の方針

本市において、性の多様性を尊重し、性的マイノリティに寄り添うまちづくりを先進的に取り組んできた経緯を踏まえて、LGBTに関する記述等を含む情報を条例要配慮個人情報と定め、本人に対する不当な差別や偏見などが生じないように、その取扱いについて特別な配慮を行うこととします。

6

匿名加工情報とは

- **匿名加工情報**（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、**自由な流通・利活用を促進**



※匿名加工情報の作成に関する基準（個人情報保護委員会規則に明記）

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

【参考】 地方公共団体、市立病院・診療所の規律の適用関係

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
地方公共団体の機関	公的部門の規律			
病院、診療所、及び大学の運営の業務	民間部門の規律	公的部門の規律	公的部門の規律	公的部門の規律（※）

（※）地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報（後述）の作成及び提供等を行うこととなり、これを除く匿名加工情報については、民間事業者等が作成したものを取得した場合の取扱い等に関する規定が適用されます。

行政機関等匿名加工情報について

行政機関等は、提案募集を行い、民間事業者からの提案を審査し、行政機関等匿名加工情報を提供します。

法令に基づく場合又は上記提案募集のとき等を除いて行政機関等匿名加工情報は外部に提供できません。

提案募集を行った後、審査により認められた場合は、本人の同意なしで当該提案者に提供できます。